

法教育推進協議会 第22回会議 議事録

日 時 平成22年4月20日（水）
午後2時01分～午後3時01分

場 所 法務省第二会議室（5階）

議

事

大村座長 それでは、予定された時間になりましたので、第22回法教育推進協議会を開催させていただきます。

まず、議事に先立ちまして、新しい委員が就任されましたので、御紹介をさせていただきたいと思います。東京都教育庁指導部の相原雄三主任指導主事です。

相原委員、一言御あいさつをお願いいたします。

相原委員 東京都教育庁指導部主任主事の相原でございます。昨年度までは建部がお世話になっておりましたけれども、異動の関係もありまして、私が今回から委員ということでお世話になります。東京都教育委員会でも法に関する教育ということで、おくれせながら進めておりますので、またそのようなところで皆様方にもお世話になるかと思っております。よろしくをお願いいたします。

以上です。

大村座長 ありがとうございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、まず事務局から配布資料の説明をお願いいたします。

中川参事官 お手元の資料目録を御覧いただければと思います。

一番最初のもので、法教育推進協議会開催要領（案）というもので、赤字で今回の改正部分を入れたものです。その下に赤字を反映させたものを1枚つけさせていただいております。それから、次に法教育推進協議会委員名簿で、相原委員が新しく入られた旨の、協議会の名簿です。そして、次が本日御議論いただきます法教育普及検討部会の構成員（案）の名簿でございます。続きまして、法教育推進協議会法教育懸賞論文コンクール実施規程（案）というもので、それから、最後に平成22年度法教育に関する懸賞論文応募要領等というものでございます。以上が本日の資料でございます。資料の中身につきましては、後で御説明いたします。

大村座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。本日は前回事務局から御提案をいただき、皆様に御了解をいただきました、法教育懸賞論文コンクールについて協議をいたしたいと思っております。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

中川参事官 それでは、今回の懸賞論文コンクールにつきまして、資料等の御説明をしながら、皆様の御意見をお伺いできればと思っております。

前回事務局から法教育懸賞論文についての案を御提出させていただきまして、その後、協議会の一部の委員の先生方等のアドバイスを受けながら、本日の原案を作成してまいりました。

まず、なぜ懸賞論文を行うかという点ではありますが、昨年6月の協議会におきまして、事務局から今後の法教育推進協議会の活動内容についてということで、3点ほどどうだろうかということで御提示をさせていただいた経緯がございます。1つ目は教材の利用状況、改善点の把握、そして2つ目が教材の普及活動、そして3つ目が法教育全体の普及・推進への取組といった項目、3項目を提示させていただきました。

このうちの教材の利用状況でありますとか、教材の普及活動につきましては、昨年小学校の教材でありますとか、私法の教材について公表したばかりであるということもありまして、

調査をするにしても、少し時間がかかると思われまますので、まずは法教育全体の普及・推進への取組というものを検討してはどうだろうかということを経務局として考えました。そして、その一環として、より多くの人に法教育への関心を持ってもらうという視点から、法教育懸賞論文コンクールを実施してはいかかかということに考えた次第であります。

そのような観点から、今後の協議会の取組として、法教育の普及方法を検討するための部会を設置すると。そして、そこで法教育懸賞論文コンクールの募集及び審査を行うことを通じて法教育の普及方法を検討するほか、協議会での議論を踏まえて、法教育の普及方法の在り方についての検討を行うこととしたいというのが、現在、事務局が皆さんに御提示をした意見でございます。

その趣旨を踏まえまして、最初の法教育推進協議会開催要領（案）という赤字で修正が入っている部分ですが、1の目的のところは、ここは協議会の目的ですからそのままですけれども、2の協議会及び部会のところは、今回の法教育論文コンクールを行うということにつきまして、法教育の普及・推進を図るために、社団法人商事法務研究会及び日本司法支援センターとの共催により、法教育懸賞論文コンクールを実施する。そして、協議会のもとに、法教育普及検討部会を置く。法教育普及検討部会はということに、先ほど申し述べたような検討内容を部会の検討事項として掲げるというものでございます。

そして、3の開催につきましては、今までは私法分野の検討部会と小学校教材作成部会がりましたが、取りあえず1つ、法教育普及検討部会というものを置くということにしまして、協議会の委員はその部会にも参加することができるという形、これは従前どおりでございますが、そのような形に変更してはどうかというのが1点目の提案でございます。

続きまして、これに伴う部会の構成員の（案）でございますが、先ほどの資料の法教育普及検討部会構成員（案）というものでございます。この法教育普及検討部会で懸賞論文の募集と審査を行うということにもなりますので、ある程度の委員の先生方にお入りいただく必要もありますので、協議会の一部の先生にもお入りいただき、更に小学校、中学校、高校の先生にも加わっていただき、更に法教育懸賞論文の共催者になられる商事法務さんにもお入りいただくという形で、合計11名の法教育検討部会の構成員という形で構成をし、ここで主に法教育の募集並びに審査を行うという体制をつくってはいかかかというのが事務局の提案でございます。

引き続きまして、実施規程（案）でございます。これは懸賞論文の骨格を規定するものということで、まず柱書きに実施主体としては法教育推進協議会、そして、商事法務さん、そして、日本司法支援センターさんを掲げさせていただいた上で、目的を記載するという形になっております。

ちなみに、他省庁でこういう懸賞論文を実施している例として、防衛省さんで、防衛政策についての懸賞付きの論文コンクールを実施しているという例がございました。

まず、規程の第1条ですけれども、論文の募集について、懸賞論文の募集は、協議会に設置された法教育普及検討部会が協議会の決議を経て行うものとするということで、協議会開催要領に記載したとおり、法教育普及検討部会が協議会の決議を経て行うという形になっております。

そして、2項ですが、募集につきましては懸賞論文応募要領を作成し、これを広報するというもので、この応募要領は後ほど御説明いたします。

そして、広報のやり方は、その要旨を法務省ホームページに掲載し、その他、随時有効な方法により行うということで、できるだけ広く皆さんに周知をしていただけるような形の広報の在り方を検討していきたいと思っております。

続きまして、第2条としまして、応募者の資格です。前回事務局として提示した案は、応募者を大学生、大学院生という形で限定していたものでしたが、その後の御意見を踏まえまして、ここは限定しないで広くどなたでも参加できるようにしたほうがよいのではないかと考えてみました。

ただし、実際に応募が予想される方々としましては、教育学部の学生、院生の方、あるいは法科大学院生、あるいは学校の先生などということになるのではないかとお考えいただけますので、論文提出を呼びかける際には、そのような機関を中心に広報を進めていきたいと思っております。

続いて、第3条が論文の審査ということで、論文の審査はこれも開催要領に基づいて、法教育普及検討部会において行い、その結果を協議会に報告するという形でございます。

第4条が受賞者の決定で、懸賞論文の受賞者は法教育普及検討部会の審査結果に基づき、協議会の決議を経て決定するというもので、具体的には審査自体は検討部会で行いますので、その詳細はこれから詰めるところですが、点数をつけて高い順から、1番から順に並ぶということになります。

その上で、次の第5条にあります、最優秀賞、優秀賞、佳作というものを、例えば最優秀賞を出すか出さないのか、あるいは優秀賞、佳作を何人出すのかということにつきましては協議会で決定するという趣旨で、受賞者については第4条で協議会の決議を経て決定するという規程になっております。

次の第5条ですけれども、賞及び賞金額ということで、これも金額は、多いほうが応募が集まりやすいという点はあるのですが、防衛省さんの例を参考にいたしまして、最優秀賞が10万円ということでありましたので、その例に倣いまして、10万円とさせていただきます。そして、その賞金は、社団法人商事法務研究会さんにおいて拠出をさせていただくということで、誤解を招かないようにするために賞金の拠出者を明示したほうがよいだろうということで書かせていただいております。

そして、2項として、これも結果として最優秀賞に値するようなものがなければ、それは出さないという選択肢もございまして、該当がない場合もあるものとするということを明記しております。

そして、第6条が受賞者の発表ということで、受賞者の発表は、受賞者に通知するほか、法務省ホームページ等で行うということで、これは発表を行う形です。

できれば受賞式を実施したいと考えておりますが、その詳細につきましては、今後詰める必要がありますので、ここに書いておりませんが、できれば受賞者の方に協議会の場においていただき、賞状等を授与するというような形をとらせていただければと思っております。

そして、第7条が入賞論文の取扱いということで、入賞論文は法務省ホームページ等に掲載する。そして、著作権は法教育推進協議会に帰属するものとするということで、論文の著作権の取扱いにつきましては、協議会に帰属という形にさせていただくというものでございます。

これが骨子でありまして、これに基づいた形で、平成22年度法教育に関する懸賞論文応

募要領等という案を今回提示させていただいております。

最初の1に、懸賞論文募集の趣旨ということで、この協議会の開催要領等に記載したとおりの法教育の普及・発展を図るために、非常に意義があり重要であるので実施しますということが記載してあります。

それから、2の論文のテーマであります。一番最初でもありますので、余り狭い論文テーマを設定いたしますと、応募が難しいのではないかとということもございますので、広いテーマで、かつ論じやすいものということで、今回は、「学校現場において法教育を普及させるための方策について」というテーマでいかがであろうかということを考えました。

この論文のテーマを選んだ趣旨ということで説明書きを加えてございます。これまで法教育について何もご存じない方でも、例えば今までの研究会での取組内容でありますとか、法教育の考え方というもののある程度ホームページ等で御覧いただきながら、御理解していただいた上で、ではこれについてどういうふうに取り組んだらいいのかということ、余り抽象的なものではなくて、具体的に論じて欲しいという趣旨で、2枚目の頭のほうにありますけれども、論文のテーマを学校現場において法教育を普及させるために、どのような方策が考えられるのかということを取り上げた。例えば、学校現場において、教員に対する法教育への理解を深めるための方策、生徒に興味を持たせるような法教育授業の在り方、法律実務家との連携方法といった具体的場面を想定しながら、具体的に論じてくださいということ、できるだけ方策が具体的なものであって欲しいということで、例示の形で提示をさせていただきました。

そして、3の応募要領ですが、(1)は応募資格であります。制限がありません。どなたでも応募できますということに記載してございます。

(2)が論文作成上の注意事項及び分量ということで、アが日本語で作成してください。未発表のものに限りです。それから、イで、大体の論文の分量を提示してあります。A4判で34字×30行ということで、4ページから6ページ、文字換算で4,000字から6,400字ということです。これはそれほど多くない分量であります。ここは後で少し皆さんからの御意見を頂戴できればと思っておりますが、例えば学校の先生、あるいは教育学会の生徒さんがこの分量では少し少ないと判断されるということであれば、もう少し増やすということも可能かと思いますが、一応論文の分量を設定する関係で、イの4行目にありますとおり、字数を超えるものは減点の対象にするということで、たくさん書けばいいというものではないということは最初にお断りを書いておくということですので、ある程度の分量については共通の理解のもとで出していただくということを前提に考えております。

その後のウ、エ、オ、カというのは、論文審査において通常要求されるものを記載してございます。

そして、提出期限ですけれども、これも一番最初でもあるということで、できるだけ長くとったほうがいだろうという皆さんの御意見も頂戴いたしまして、この協議会の後でこの規程(案)等が確定次第、公表するという前提で、後ろは10月31日、5カ月ぐらいはとっておきたいということです。

できれば、10月にある法の日のあるところに受賞式ができればと思っていたのですが、初年度は少し取組が遅かったということもありますので、後ろのほうに持ってくると。ただし、もし来年やるのであれば、10月の法の日のあるときに受賞式ができるような形で前倒しの形のス

スケジュールを考えていければと思っております。

続いて、4の賞及び賞金は、先ほどの実施規程（案）のとおりでございます。

そして、5の論文審査と受賞者の発表等につきましても同じく実施規程と同じということで、部会で審査を行いますよということを規定してございます。

部会につきましては、これは法務省のホームページ上でアップされますので、それを御覧いただければ、どなたが審査員に入られるのかということは予め御了解いただけるということになるかと思えます。

この要領につきましては、ほかの懸賞論文等の記載等も参照しながら、このぐらい記載があれば一般の人でも論文提出が可能ではないかというようなことで、応募要領として作らせていただきました。

全体として、今回の法教育懸賞論文をするという趣旨と、それから、その骨格と具体的な在り方ということで、本来であれば部会で決めることかもしれないのですが、ある程度部会でお入りいただくような方々の御意見も踏まえた上で、本日協議会でまず御議論いただいて、そこで方向性を御審議いただければ、それをもって部会で直ちに募集に入るという形で進めさせていただければと思っております。

私のほうからの説明は以上でございます。

大村座長 どうもありがとうございました。

今の御説明について、皆様から御質問あるいは御意見をいただきたいと思っておりますけれども、私のほうで幾つか補足ないし確認をさせていただきたいと思っております。資料は4点出ております。開催要領の改正（案）と、それから、部会の構成員（案）、そして、論文コンクールの実施規程（案）、そして、最後は応募要領等（案）という4点かと思っておりますけれども、まず、この開催要領につきましては、法教育推進協議会の中でその時々は何をやるのかということに応じて部会を設けるということで、それに対応する形で従前も開催要領を改正しているということでしたね。以前に小学校ですとか、あるいは私法関係の教材を作るときにはその部会を設けましょうということで開催要領を改正しました。今回もこの懸賞論文コンクールを行うということで、それに見合う形で開催要領を改正しようという趣旨だと理解をしております。

一番最初に御説明がありましたように、今期は法教育の普及の在り方を中心に考えようということだったわけですが、前回、懸賞論文コンクールを行うということで、大筋については皆様に御了解をいただいたところでありますけれども、それを具体化するために部会を設けるということです。これは当面懸賞論文コンクールについて実施をしていただくということですけれども、その他にもアイデアがあらうかと思えます。普及のための方策というのはいろいろ考えられると思っておりますので、これに限らずに普及検討部会のほうで御検討いただくということもあるだろうということで、論文コンクールを含む形で部会を設定したほうがよいということだろうと了解しております。

それで、部会にはこの協議会の関係の方々ほかに、小、中、高、それぞれの現場の方々と、それから共催者となる社団法人商事法務研究会の専務理事の方にお入りいただくというのがこの案だろうと思っております。

あとの実施規程、応募要領ですけれども、これは事務局から最後に御説明がありましたけれども、この実施規程に従うということになると、本来は1条で募集は検討部会が協議会の

決議を経て行うものとするということなので、まず部会を設けて、部会で募集について御審議をいただくということになるというのが通常の形として想定されているかと思います。

応募要領に出てくる本年度のテーマについても御説明がありましたけれども、そういうことも部会を設けたのならば、本来は部会で審議いただいて、御提案いただくということだろうと思いますけれども、今回は最初の年でもあるということで、それをここで決めて、それで部会のほうで実施していただくと理解しておりますが、そういうことですね。

以上を補足ないし確認させていただいた上で、皆様から御質問ないし御意見をいただければと思います。順番に決めていくということではなくて、全体について御意見をいただいて、必要な修正を加えていければと思いますが、いかがでしょうか。

どの点でも結構でございます。

中川参事官 何でも結構です。私どもも初めてのことでございますので、様々な規程を見ながら作ってはみたのですが、本当にこれでやっていけるかどうか、あるいは、こういう点をもう少し考えなければいけないのではないかとか、何でも結構でございますので、御意見を頂戴できればありがたいと思っているのですが。

大村座長 どうぞ、村松先生。

村松委員 今見ている限りではよろしいのではないかと考えているのですが、要はこれが成功するためにはどれだけの応募があるのかということになるかと思うのです。細かいところですので、これは部会で話すことなのかもしれないのですが、募集の時期、いつから募集するのか、それから、どういった媒体を使って募集するのか。その辺がもしある程度決まっているようであれば、教えていただければと思うのですが。

中川参事官 募集時期はこの規程が決まり次第、速やかにということございまして、まず最初は法務省のホームページ上でもアップをしてしまうというのが一番最初かと思います。あとは関係機関の、もちろん商事法務さんでありますとか、法テラスさんのほうでもホームページ上でアップをしていただくというのが一番最初の取組になると思うのですが、その他、日弁連さんでも結構でございますし、出していただくということです。

それと、あとは教育系、法学系の雑誌等にこういう企画がありますよということを出させていただくということ、それからあとは、学校の先生方の集まれる際にチラシを作って、それを配布するという事は考えております。1枚ぐらいでぱっと見ていただいて、手にとっていただけるようなチラシを作成して、それをいろいろな機会に撒かせていただくかなと考えております。

大村座長 先ほどの御説明の中で、法学系、教育学系の大学生、あるいは大学院生、それから、学校現場の先生方というお話がありましたけれども、特に制限は設けられていなくて、弁護士さんなどが書いてもいいわけですね。

中川参事官 もちろん結構です。弁護士さんでも応募していただいて構いません。

村松委員 そうですね。

中川参事官 学校現場は、ロースクールは各ロースクールにお知らせいたしますし、あと教育学部のほうは、江口先生等に御協力をいただきながら、各大学に周知させていただけるような形をとらせていただければと思っております。

大村座長 どうぞ、江口先生。

江口委員 僕も事前にちょっと相談に乗ったものですから、余り全体については議論できない

のですけれども、文部科学省が一応教育に関してコントロールしていますよね。だから、一度文部科学省の担当官なり、事務官なりに一言言ったほうが、直感的には後で波風が立たないだろうと思います。というのは、初等教育資料とか中等教育資料とか、文部省が管轄している雑誌は、一応建前としては教員が見るという形で全部の学校へ原則としては動きますから、そこへ懸賞論文の広告を載せるというのはもう当たり前のことになりまして、それから、都なども教師に対する広報活動をやっていますから、相原先生にお願いして都に出してもらうとか、茨城県なら茨城県の、たまたま管理主事が部会に入っていますから、都や県のそういう活動であるという形でやるためにも、文科省に一言やっぱり言っておかないといけないと思います。文章の中にちょっと間違っているのではないかとこのところがありますので。例えば「平成23年から完全実施される新しい学習指導要領において」とあるけれども、23年度から完全実施されるのは小学校の学習指導要領ですから、中、高が実施されると誤解されるというか、そのあたりを文科省に確認する必要があると思います。

中川参事官 わかりました。ありがとうございます。

大村座長 貴重な御知恵をいただきまして、ありがとうございました。

ほかには何か。笠井さん。

笠井委員 大学にお知らせになるときは、ポスターなどは準備されるのですか。ただ紙を配られても、多分各大学、見てそれで終わりというか、学生にも何も知られないで終わってしまう可能性があると思うので、何か少なくとも掲示ができるものがあるといいと思うのですけれども。お金がかかるかもしれないのですが。

中川参事官 ポスターが作れば作りたいですが、作れなければカラーで少し見栄えいいものを。

笠井委員 先ほどチラシとおっしゃった、そのチラシの少し大きめのものでも結構だと思います。

大村座長 大学にはいろいろな文書が送られてきますので、学部長室のフォルダの中に入れておしまいということがあり得るので、今のようなことはいいかもしれませんね。

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ、山本さん。

山本委員 懸賞論文の、要するに周知ということですよ、こうやりますよという周知なのですが、相当枚数も多いような感じなんです、参加賞というものはあるのでしょうか。お金の問題が多分あるからという。それでまた逆に広報するとか。

中川参事官 応募がどのくらい来るか……

本田委員 参考にされた防衛省の例だと、どのくらいの規模で応募がなされているのでしょうか。

中川参事官 どのくらいかは余り、枚数までは見ていないんですね。毎年これはされているようで、防衛大臣賞1名、優秀賞3名というようなものなんです。

本田委員 応募総数は今手持ちではないということですね。

中川参事官 そうです。

本田委員 どのくらいの規模でこれをおやりになるのかということに関心があって、先ほどの参加賞にも関連するところなのですが。

中川参事官 たくさんいただきたいのはもちろんなんです、本当にどのくらい応募があるか

というところは今のところまだ予測がついていなくて、3桁は少し難しいと思っています。2桁後半いけば御の字かなというところでございまして。

本田委員 村松先生もおっしゃったところですが、幅広く関心を持って、なるべく多くの方に御応募いただくという観点でいくと、その論文の募集方法の随時有効な方法というのは、チラシ等のいわゆる個別広報ということを前提にされて、特に何かの機会でプレスを通じてとか、そういった報道媒体を使ってこういったことを試みとしてやるということはお考えにはならないのですか。

中川参事官 プレスも御協力いただけるのであれば、それはしようと思っているのですが、取材の形でいただく分にはいいのですが、広報として受け止める新聞社も多いので、そうすると反対にお金を払って載せてもらうという形になってしまうかもしれません。そこは協力次第だと思うのですが、できるだけ広く新聞等で声をかけていければと思っています。

本田委員 事情はよくわかりました。

中川参事官 最高裁さんにもぜひ裁判所で掲載していただけるとありがたいかと思っています。

大村座長 どうぞ、坂田さん。

坂田委員 これは先ほどの山本委員の御発言で思い付いたのですが、例えば日司連さんも御後援に入ってもらおうとか、日弁連さんとか最高裁さんも後援で入ってもらって、例えば参加賞を日司連さんで御提供いただくとか、そういうのがあり得るかなと思ったのです。もう少し関係するところに後援をお願いすると、論文募集の周知という点でも意味があるかなと思ひまして、そんな点をお考えいただければどうかと思いますが。

中川参事官 そうですね。お名前を本当に頂戴できるのであれば、それは後援の形でどんどん御協力をお願いするということがあり得るかもしれません。

大村座長 参加賞を考えていただく。

中川参事官 参加賞は具体的にどんなイメージなのでしょう。法テラスだとバッジとかですか。

坂田委員 マグネットとか、そのようなものでよければ。ボールペンもあります。

中川参事官 ボールペンなどですね。

大村座長 これは先ほども話題に出ましたけれども、どのくらいの応募があるかということと関わってまいりますね。それで、他省庁のものについては、今、応募実績についてデータがないということでしたけれども、私が個人的に関与しております法律系、大学系の民間の懸賞論文で、多分もう50年ぐらいやっているのではないかと思いますけれども、やはり応募者は2桁だと思いますね。大学に毎年、募集のポスターを貼ってもらって、法律系の雑誌に応募の広告を出しているというようなものですが、そのぐらいの感じではないかと思ひます。

また、御指摘の中で、分量の点についても先ほど御発言がありましたけれども、これは多いという考え方と少ないという考え方と両方あるのではないかと思いますけれども、そのあたり、取りあえずやってみて、次年度からは調整すればいいと思うのですけれども、初年度については何か御感触があれば、いかがでしょうか。

その点に限りませんので、何でもどうぞ御自由に。

笠井委員 余り長過ぎないほうがとっつきやすいのかなと思いますので、そういう意味では何か論文というイメージからは短いという感じもしなくはないのですけれども、こういうのもいいのではないかと直感で感じております。

あと、書き方なのですが、これは手書きの場合とワープロの間に「減点します」と書いていますので、細かいですけれども、まさか原稿用紙だと減点されないと読む人はいないと思いますけれども、もう少しその点が分かるように書いたほうがよいのではないかと思います。

中川参事官 わかりました。

大村座長 細かく募集規程を作っておいても、実際にはいろいろなものが応募されてきて、ルール違反のものが来たりすることがあります。例えば何行×何行というのに合っていないからといって、では減点するかというのは、実際の運用の場でそれほど目くじらを立てることもないとは思いますが。しかし、取りあえずルールがないと書くほうも困るのではないかと思いますので、定めておく必要があると思います。

村松委員 テーマの設定の仕方はすごくいいと思います。やはりこの推進協議会、法教育の推進、普及の在り方を検討していくわけですから、まさに1回目のテーマとしては非常によいテーマではないかと思っています。

これが確か10月に締め切って、その後表彰ということになりますから、この出てきたアイデアをこの協議会で生かすような形でうまく次につなげるようなことができれば、より一層いいんじゃないかと感じました。

大村座長 そうですね。せっかく提案したのにそれだけかということ、やるほうもやりがいがない。

ほかには御意見、御質問等、いかがでしょう。

どうぞ。

山本委員 この実施規程の第5条ですが、最優秀、優秀、佳作とありますよね。要するに賞が該当しない場合があるとあるのですが、これ以上にあった場合、特別賞なるものは。

中川参事官 ちょっと予想がつかないですね。

山本委員 予想がつかないんです。よくありますよね、特別にというようなものがあつたりするもので、万が一ということなんですけれども。

大村座長 事務局から説明を事前には聞いているわけではないのですが、優秀賞、最優秀賞、佳作というのを分けて賞金を書いてありますけれども、拠出金額の総額が示されているのだらうと思います。この額の範囲内でやるということなのではないかと思っています。

それで、例えば最優秀賞がなかったときには10万円は出さないの、その代わりに優秀賞は3点にしようかというようなことは、あり得ることではないかと思うのです。それから、最優秀賞よりもっとよいのが来たというときに、何とかもう少しいい賞はできないかというような個別の話はあるかもしれない。最優秀賞が1点、優秀賞が2点というふうに決めていても、なかなかそう思ったようにはならないですね。

私の関与しているもので言いますと、何年かに1度は1等を出すのですが、最近は一等を出したことがないようで、2等が最優秀みたいなことになっています。だったらもう少し下のほうの賞の数を増やして賞金を分けたほうがよいのではないかというような運用をしたりしています。これも様子を見るということで、一応の目安みたいなことでお決めいただいて、あとは実際にやってみて、部会のほうの御判断をいただいて、御提案をいただくということかと思えますけれども。

それと、今のことと関連でもう一つ申し上げますと、いろいろな方が応募されてきて、ど

んな結果になるのかも、やってみないと分からないですね。弁護士さんが出された論文と現場の先生が出された論文を同じ基準で判断できるかという問題もありまして、グルーピングしたほうがいいのではないかということも、もしかするとあり得るかもしれません。でも、それもやってみないとわからない。まず1回やってみて、このグループの論文とこのグループの論文を同じ尺度では評価できないということになったときには、カテゴリーを分けるということもあり得るのかもしれませんが、今の段階では予想がつかないと思います。

本田委員 その点に関してお尋ねしようと思ったのですが、実施規程の第3条の論文の審査のところですけども、これも部会で議論されるのかもしれませんが、これは性質上なじみにくいかもしれませんが、審査の基準なり、要素とかというのは今後議論されていくことになるのですか。

中川参事官 はい。そこは詳細を詰めなければいけないと思っていますので、部会でもう少し詰めていこうかと思っています。

大村座長 具体的な審査方式みたいなところからやり方を決める必要があるのだと思います。ほかにいかがでしょうか。

江口委員 先ほどの部会の人の名前も提案していいんですか。

大村座長 もちろん。

江口委員 日司連も入れたほうがいいのではないのでしょうか。11人ということに意味があるのだったらこだわらないですけども。

中川参事官 人数にははこだわっていません。

江口委員 そうすると、法教育研究会からずっと日司連は関わっていましたから。

中川参事官 そうですね。ではよろしければ山本先生にお入りいただいてよろしいでしょうか。

山本委員 わかりました。

大村座長 それでは、山本委員にもお入りいただくことにしましょう。

そのほかにいかがでしょうか。

何分初めての試みですので、今の段階でこんなことがあるだろうというのを御指摘いただきますと、それを勘案して実際に部会のほうで検討するということになると思いますので、何でもお気付きの点がありましたら、御意見をいただければと思います。

どうぞ、江口先生。

江口委員 本当につまらないことなんですけれども、この例えば応募の分量の表記の仕方などは、昔はワープロと書いたのですが、今は多分書かない。学会では何字以内とか、要するに形式にこだわっていくと、それは大変なことになって、パソコン、ワープロなんて書かないでやっていくので、そのあたりももし適宜直せるのであればこの限りでなくて、直していただいたほうがいいかもしれない。

中川参事官 少し古いものを参考にしたかもしれません。

江口委員 そう。最近少し書き方が変わっているような気がします。

大村座長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

山本委員 賞に入らなかった分というのは、その後どうされるのですか。要するに、もうそこで焼却というか、返してくださいよみたいな話には応じないということですよ。

中川参事官 これは一応応募要領には返却しないとなっていますので、出していただいたものをしばらくの間はこちらで保管します。

ただ、部会の中でいろいろな御意見を頂戴したということになりますので、それを踏まえて部会のほうでこういう意見もあった、ああいう意見もあったという形で参考にさせていただくということはある得ると思います。

笠井委員 今のお話で思い付いたのですが、この応募要領の一番最後の「なお、上記論文の著作権は、法教育推進協議会に帰属することとします」の「上記論文」は何を指しているのでしょうか。これは入賞論文なのか、これは、もし入選しなかったものをまた自分でどこかに使いたいというのに使えないというのも何か変な話ですよ。入賞論文なら仕方がないかと思うのですけれども。

大村座長 特定したほうがいいですね。

笠井委員 入賞論文に限るという。

中川参事官 では「上記論文」を「入賞論文」と改めます。

笠井委員 そのほうがいいですよ。

中川参事官 わかりました。ありがとうございます。

それはよろしいわけですよ、入選しなかったものをまた別の機会に。極端に言えば、同じものがまた……

笠井委員 修正して、あるいは別の何か、御自分で何かどこかに投稿するとか、そういうのは出すことも。

中川参事官 再チャレンジされるという、それはあっても……

大村座長 趣旨はホームページ等に全文掲載するので、掲載するものについては著作権について処理をしておきたいという、そういうことですね。

村松委員 確かにこの実施規程の第7条には、「入賞論文の著作権は」と限定していますから、そうすると、これと合ってくることになりますよね。

大村座長 そうですね。ただ、実施規程は多分外部には公表されないでしょうから、応募する方々が見たときに誤解がないようにということで平仄を揃えたほうがいいと思います。

江口委員 専門家がいっぱいいらっしゃるので、その場合には著作権を放棄すると執筆者に一度承諾してもらおうということ、手続とか、学会などの場合には著作権は執筆者と学会、両方に帰属したりしますよね。だから、手続を先に踏んでいくんですか。どうするんですか。そのあたりを専門家にちょっと聞きたくて。

大村座長 こういう条件で応募してもらおうということですかね。

江口委員 そうです。だから、もし入賞した場合に著作権を放棄するという前提でという形をとるわけですよ。学会の場合などは、学会誌が例えば再版されたりするときには、執筆者にも確認をとるとか、著作権は両方にあるという形で持っていくから、そのあたり……

大村座長 確かに、すごくいい論文が出てきて、その人がどこかにそれを発表したいというときに、それまで妨げるという趣旨ではない。当面ホームページに出すことについて、当方で出させていただく。それから、この懸賞論文に入賞した論文ということなので、どこかに出したいということならば、それは御相談いただくということでしょうね。これは通常の学会の取扱いも多分そうですね。

江口委員 同じですよ、これ。

大村座長 ほかはいかがですか。

村松委員 江口先生がおっしゃるように、著作権共有みたいな形ができるのであれば、それはそれでいいような気がするんですね。自分で書いたものについて、こうやって入賞したよということをその人がほかのところでも発表してもらおうということは、法教育の普及にとっていいことなので、むしろ自由に使えるような形、だけれども、こちらのほうできちっと掲載ができるような形の枠組みのほうがいいかなと思うのですが、その辺は考えられるんですか。

大村座長 そうですね。それは実際の運用では十分あり得ることですし、書き方もそれに見合ったものとする方がいいでしょうね。

中川参事官 わかりました。少し検討してみます。

大村座長 ほかにはいかがでしょうか。

坂田さん。

坂田委員 部会構成員については、今日この会議でもう正式決定ということになってしまいますでしょうか。差し替えの余地というのがあるかどうかをお伺いしたいのですが。

と申しますのは、若干準備段階でも気になったのですが、法教育推進協議会の委員と部会の構成員が兼ねている部分が、協議会に審査結果を報告するとか、協議会委員は部会にも出られますとか、そういういろいろな規程がある中で、兼ねているのがどうだろうか。

場合によっては、例えば法テラスで言えば、私の数年後輩の法務省出向者の法曹の管理職などにも、法教育に造詣が深い人がいますので、そういう人を部会の委員にしておけば、私は出たければその部会にいつでも行けるわけなので、採点なども法テラス分については2人でやれるという意味合いも出てくるかと思ひまして、大半の方は兼ねているというか、半分ぐらい兼ねているという今の状況になっているのですが、その状況がいいのか、それともちょっと分けるという余地もあるのか、あるいは変更の余地が今の時点であるかどうかという点をお伺いしたいのですが。

中川参事官 もちろん何かの事情があつて、出られなくなったので代わりますということはあり得るので、そういう意味では変更はあり得ることだと考えていました。

例えば坂田委員がどこかほかに……

坂田委員 異動とかではなくて、それはそうでしょうけれども。

中川参事官 なので、そういう意味でも差し替えはあり得ると考えていたのですが、先ほどの問題意識のところですよ、要するに。

坂田委員 法テラスの課長の誰かを部会委員のほうにしておいて、私はそのままこの協議会の委員になっているので、出たければいつでも行けるのでという理解はあり得ますかというようなところなんです。そのようなことは考えないほうがいいですか。

中川参事官 それはそれでも構わないと思ひますが、ただ、そうすると磯山先生、江口先生、笠井先生、村松先生は替えを持ってくるという感じの方々ではないので。

坂田委員 そうですよ。

中川参事官 村松先生はもしかしたらあり得るかもしれないというのは御了解済みなんですけれども。

坂田委員 そうすると、この採点者が倍になるという意味合いはあると思うんです。私もみたいな代わりの人がいるところについては部会委員と親会の委員と別々にしておいたほうが、人の数は増えるというところがありますね。

中川参事官 それはあって構わないと思います。

大村座長 どうぞ。

布施部付 今回、この部会の名簿に委員の方も記載させていただいているのは、採点する方をどなたにするかはっきりさせておいたほうがいいのかという、そういう趣旨です。前回、教材作成部会の際には、部会の方は外部の方ばかりで、協議会の委員の方は自由に部会のほうに参加できるという形にしていたと思うのですけれども、それはいろいろな意見を出していただくという、そういう趣旨だったと思うのですね。今回は採点者は誰だということを一応外部に明らかにするという意味も含めて、部会の構成員という形の中に委員の方のお名前も入れさせていただいていると。

ですから、部会を開くときに、もちろんこの部会委員の名簿に載っていない協議会の親会の委員の方に来ていただいて、いろいろ御意見を言っていただくのはいいと思うのですけれども、その委員の方に、「では採点もお願いします」というふうになると、いろいろなところがぐちゃぐちゃになってしまうかなという考えもありまして、それで今回はこういう形にさせていただいております。

大村座長 どうぞ。

村松委員 弁護士会では、できる限り多くの弁護士がこの協議会にも関わったほうがいいだろうという認識のもとに、最終的にはこの部会員については私ではない者が出るということで今内部で調整しています。そういう形で、法テラスさんも採点は坂田さんではなくて別の方ということであれば、それはそれで1人決めていただければいいということですよ。

布施部付 そうですね。とりあえず部会のメンバーを今日の段階で一旦固定させる必要があるということで、こういう形にさせていただいておりますが、これは変更は十分可能ですし、村松先生から日弁連のほかの先生ということも伺っておりますので、この後の変更は当然予定されているということです。

坂田委員 すみません、ありがとうございます。

大村座長 今のお話を整理いたしますと、まず部会委員は採点者になるということですね。

中川参事官 開催要領に書いています。募集及び審査を行う。

大村座長 開催要領には書いてある。それは内部の話なのですけれども、審査員を固定する必要があると言われたけれども、応募要領ではどうなりますか。

中川参事官 応募要領にも記載があります。応募要領の論文の審査5のところ、「法教育推進協議会法教育普及検討部会で審査を行い、その結果を法教育推進協議会に報告し」という形で書いてございますので。

大村座長 ということで、部会委員の名簿を公表するということですね。実際にどういう形で採点をするかはともかくとして、第一次的に採点に携わる人たちはこの人たちだということでは明らかにするということですね。そのメンバーの中に、協議会のメンバーが入っているはいけないということはないと思います。それは会議体として部会に委託をし、委託の結果を全体で審議するということですので、それ自体は可能だろうと思います。ただ、坂田さんから御指摘がありましたように、必ずここにいる人が部会に出なければいけないのかというと、それは必ずしもそうではないのでしょね。実際に、そうになっていないところもありますし、また、そうならない方向で調整中という話も伺いました。法テラスさんもそうかもしれないということですが、始めるに当たって、取りあえず部会の構成員を固定するということでは

いと部会が動きませんので、これで決めさせていただいて、交代の必要があれば、それはお諮りをするということではいかがでしょうか。部会委員が交代するために皆さんに集まっていただくというのもどうかと思いますので、持ち回りで委員を差し替えさせていただくということをお諮りするということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。

さて、いろいろな御意見が出ましたけれども、総論のほうから各論に向けて固めたいと思います。まず、最初に法教育推進協議会開催要領（案）についてですけれども、これについては先ほど申しあげましたような趣旨で、活動に見合った形でこの開催要領を改定しているというのがこれまでのやり方かと思います。論文コンクールの実施を含む形で、法教育普及検討部会というのを立ち上げるということですから、よろしゅうございますか。

それでは、開催要領についてはこのように確定させていただきます。

次は、部会委員の構成（案）でございますけれども、これについては現段階では山本委員にお加わりいただくということで、12名の方をこの部会のいわばスターティングのメンバーにさせていただき、必要に応じて、交代があればそれをお諮りするということにさせていただきたいと思いますが、これもよろしゅうございましょうか。

これは後で部会長などを決めるのですか。

中川参事官 部会長は決めなければいけないですね。

大村座長 そうでしょうか。それは内部で決めていただけますか。

中川参事官 はい。決めさせていただきます。

大村座長 では、それは適宜決めていただくということで、部会のメンバーはこれでいくということにさせていただきます。

次が実施規程及び応募要領等ということでして、特に応募要領につきましては、幾つか技術的な御注意をいただきました。書式についての御注意などもいただきました。あるいは、著作権の処理の点についても御注意をいただきましたので、それは事務局のほうで適宜修正し対応をするということにしたいと思いますが、ほかに御指摘ございませんでしょうか。実施規程、それから、応募要領等についても、よろしいですか。

それでは、実施規程と応募要領等についても、細部についてはお任せいただくということで決めさせていただきますと思います。

ということで、この懸賞論文コンクールが動き出すということになりますので、事務局のほうで部会とともに実施の準備を進めていただくということになろうかと思います。準備が整い次第、募集を開始していただくということで、その広報の仕方につきましては先ほどの御意見を伺って、できればポスター等も作って働きかけるということによってやっていただければと思います。

この件につきまして、その他何か御注意等ございますでしょうか。

どうぞ。

山本委員 坂田さんのほうから冒頭に出た、後援などの話はあるのであれば、早い時期に話をいただけるのでしょうか。

中川参事官 はい。わかりました。できるだけ広く入っていただいたほうが、私たちも広報をしやすいものですから、そういう意味で至急お願いに参上したいと思います。

山本委員 はい。

大村座長 では、これまで御支援をいただいている各種団体に、可能であれば後援等をお願いするということもお任せいただくということによろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。

それでは、この件に限らず、この機会にという御発言がありましたら伺いますけれども、いかがでございましょう。

よろしいですか。事務局のほうでは特に何か。

中川参事官 今回、懸賞論文をやってみるというのは一つの方策ですけれども、引き続き普及の在り方というものには皆様から御意見を頂戴したいと思っています。

今、法務省では、法教育シンポジウムを年1回開催しているのですが、それもここ数回重ねてまいりましたけれども、年1回だけでは普及効果というのも測りかねているものがございますので、それに代わる、何かいいものができるだろうかということを検討しております。そういうものについて、協議会のほうからいいアイデアをいただきましたら、それを実現化の方向に向けていきたいと思っておりますので、そういう意味でも引き続きこの普及検討部会のほうでいろいろと御議論を頂戴できればと思っております。

以上です。

大村座長 よろしいですか。

それでは、本日予定いたしました議事は以上でございます。16時まで時間をとっていただいたところ、ちょうど半分で終わりましたけれども、本日はこの程度にさせていただきたいと思えます。

次回の予定につきましては、追って事務局から連絡をさせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

これで閉会させていただきます。

—了—